

2023年6月 No.37

生成 AI（Generative AI）を巡る近時の動向

弁護士 殿村 桂司

弁護士 今野 由紀子

はじめに

ChatGPTをはじめとする生成 AI（Generative AI）や大規模言語モデル（LLM）の急速な進展が大きな注目を集めています。AI が人間のようにクリエイティブな成果物（画像、音声、文章、プログラムのコードなどの多様なコンテンツ）を生成することができる点が従来の AI とは異なっており、汎用型対話ボットである ChatGPT のほか、画像生成 AI の Midjourney、Stable Diffusion も一例として挙げられます。ChatGPT は 2022 年 11 月末の提供開始後、2 ヶ月のうちに 1 億人のアクティブユーザー数を記録したとされています。

生成 AI の利用によって業務効率が向上するなどの利便性が強調される一方で、法的な懸念や課題も指摘されています。例えば、生成 AI の学習時の学習用データや利用時にプロンプトとして入力するデータに第三者の著作物、個人情報、営業秘密等が含まれる場合の問題や、出力された AI 生成物が他人の著作物に類似する場合の著作権侵害の問題等があります。例えば、個人情報に関しては、イタリアのデータ保護当局が、2023 年 3 月に ChatGPT の一時的な停止を要請したり、日本の個人情報保護委員会が同年 6 月 2 日に「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」を公表する等の動きも見られます。また、AI 全般に関わる社会的リスクとして、生成物に不正確な情報が含まれるおそれ、重大な人権侵害（特定のグループが不当に差別されるなど）、経済安全保障、民主主義への介入、環境への過大な負荷といった既存の法令では十分に対処できない可能性がある課題が指摘されています。

こうした課題に対処するアプローチは各国で異なり、日本ではこれまでソフトローによる対応が重視されてきました。他方、海外では、生成 AI を含む AI の課題に対処するための法規制の整備・検討が進んでいます。そのような状況の中、日本が議長を務めた本年の G7 広島サミットでも生成 AI について議論が行われ、国際ルール形成に向けた動きが見られるなど今後の動きが注目されるところです。

そこで、本ニュースレターでは、生成 AI を巡る日本国内及び主要各国における近時の動向について紹介したいと思います。

日本国内における近時の動向

日本政府は、これまで、AI に関する法的拘束力のある横断的な義務規定は不要との立場¹に基づき、AI 原則やその実践ガイダンスといった法的拘束力のない中間的なガイダンス²を公表し、民間における自主的なルール策定を後押ししてきました。その上で、自動運転や AI を利用した医療機器の分野など、個別の法令レベルでは法改正を行うことにより規制を整備しているほか、関連する省庁がそれぞれ所管する法令の範囲内で、分野や用途ごとに

¹ AI 原則の実践の在り方に関する検討会「我が国の AI ガバナンスの在り方 ver. 1.1」（2021 年 7 月 9 日）29 頁。

² 内閣府「人間中心の AI 社会原則」（2019 年 3 月 29 日）、経済産業省「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン Ver. 1.1」（2022 年 1 月 28 日）等。

AIに関連する法執行を担っていました。

もっとも、昨年から生成 AI の利用が急速に拡大する中、その潜在的な影響力の大きさを踏まえた新たな議論が急ピッチで進められています。

1. 日本政府等

(1) 自民党「AI ホワイトペーパー」(2023年4月)

上記のような生成 AI による社会・経済への影響を踏まえ、自民党デジタル社会推進本部は、2023年2月に「AI の進化と実装に関するプロジェクトチーム」(座長・平将明衆議院議員、以下「AI PT」といいます。)を立ち上げ、同年4月「[AI ホワイトペーパー～AI 新時代における日本の国家戦略～](#)」を公表しました³。基盤モデル(foundation model)⁴の急速な進展を「AI 新時代」として、「国内における AI 開発基盤の育成・強化」、「行政における徹底した AI 利活用の推進」、「民間における AI 利活用の奨励・支援」、「AI 規制に関する新たなアプローチ」について、AI 新時代を前提とした日本における新たな AI 国家戦略を提言したものです。

このうち、「AI 規制に関する新たなアプローチ」においては、「(1) 重大なリスク分野に関する法規制の検討」として、「EU、米国、中国など諸外国の AI 規制の検討状況を分析し、①重大な人権侵害、②安全保障、③民主主義プロセスへの不当介入など、AI 新時代において法規制を含む対策が必要と考えられる分野につき具体的な検討を行うこと」が提言されています。また、「(2) AI 新時代への臨機応変な規制適応」として、「知的財産法の解釈を巡る議論につき、AI 技術の進歩を促進しつつ、濫用的な使用を防ぎ、我が国の強みであるコンテンツ産業がより発展できるようガイドライン等の作成を検討すること」等が提言されています。

AI ホワイトペーパーは、自民党の「デジタル・ニッポン2023～ガバメント・トランスフォーメーション基本計画～」(2023年5月16日)に取り込まれ、今後、政府の政策検討に活用されることが期待されます。なお、AI ホワイトペーパーを公表した後も、AI PT は関係者からのヒアリング等を継続しており、日々進化する AI や実務上の課題・問題点について検討を進めています⁵。

(2) G7 広島サミット・「広島 AI プロセス」創設(2023年4月～5月)

日本が議長国を務める本年の G7 広島サミット及び G7 デジタル・技術大臣会合等においても、生成 AI の取扱いが議論されました。2023年5月20日に公表された G7 広島首脳コミュニケにおいては、「我々が共有する民主的価値に沿った、信頼できる人工知能(AI)」という共通のビジョンと目標が確認され、生成 AI に関する議論の場として、閣僚級の枠組みである「広島 AI プロセス」の創設が表明され、本年度中に結果をとりまとめることとなりました。議題には、ガバナンス、知的財産権の保護、透明性の促進、偽情報を含む外国からの情報操作への対応、生成 AI 技術の責任ある活用といったテーマを含み得るとされています。

AI に関する法規制については、G7 広島首脳コミュニケにおいて、「法的拘束力を有する枠組みを尊重」としつつも、上記の共通のビジョンと目標を達成するためのアプローチと政策手段が、G7 諸国間で異なり得ることを認識するとされ、法規制に対する多様なアプローチに配慮する記載となっています。その上で、AI ガバナンスの枠組み間の相互運用性の重要性を強調するなど、各国で異なる規制を前提としつつも、それらが相互に乗り入れ可能なものとなるよう、国際協調を進めていく考えが示されています。

(3) AI 戦略会議の設置・「AI に関する暫定的な論点整理」公表(2023年5月)

2023年5月9日、岸田首相は、AI を使った政策の方向性を検討する「AI 戦略会議」(座長・松尾豊教授)の設置を表明しました。同会議は、これまで「AI 戦略 2021」や「AI 戦略 2022」を議論した「AI 戦略実行会議」を改組したもので、新たな検討体制のもとで、生成 AI についても議論することとされています。議論の内容や結果は、今後の「統合イノベーション戦略」、「骨太の方針」等の政府方針や、国際ルール作りに反映することとされて

³ 本ニュースレターの著者である殿村は、AI PT のワーキンググループメンバーとして、AI ホワイトペーパーの策定に関与しました。

⁴ 「基盤モデル」とは、「GPT や Bert など、大規模な一般データを使って事前学習を行い、その後再トレーニングを通じた微調整を通じて幅広いタスクに適応できる機械学習のモデルをいう。」と定義され、ChatGPT などの大規模言語モデルを代表例としています(同ホワイトペーパー2頁脚注4参照)。

⁵ AI PT の開催状況や会議資料は、AI PT 事務局長の塩崎彰久衆議院議員の note「[自民党 AI の進化と実装に関するプロジェクトチーム](#)」において公開されています。

います。

AI 戦略会議は、同年 5 月 26 日に「AI に関する暫定的な論点整理」([本文・要旨](#)) を公表しています。本論点整理の主旨の一つは政府への提案であるとされており、本論点整理で指摘されている、AI の透明性と信頼性の確保の重要性を踏まえた積極的な情報開示の要請や、以下の「懸念されるリスクの具体例」及びその対応の内容は、今後の日本における AI 規制の動向をうかがう上でも重要であると考えられます。

- | | |
|---|-------------------------|
| ① | 機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用のリスク |
| ② | 犯罪の巧妙化・容易化につながるリスク |
| ③ | 偽情報等が社会を不安定化・混乱させるリスク |
| ④ | サイバー攻撃が巧妙化するリスク |
| ⑤ | 教育現場における生成 AI の扱い |
| ⑥ | 著作権侵害のリスク |
| ⑦ | AI によって失業者が増えるリスク |

(4) 個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」公表（2023 年 6 月）

個人情報保護委員会は、生成 AI サービスが普及していることを踏まえて、2023 年 6 月 2 日、「[生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について](#)」を公表し、同時に、ChatGPT の開発・提供事業者である OpenAI 社に対して注意喚起を行っています。

これらは、特定の行為が違法であることを認定したのではなく、また、生成 AI に関して新たな規制を課すものでもなく、あくまで現行の法令の解釈に従った注意喚起を行うものであると考えられます。その中でも、個人情報取扱事業者における注意点として、①生成 AI サービスの利用時に個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、特定された当該個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内であることを十分に確認すること、及び②あらかじめ本人の同意を得ることなく生成 AI サービスの利用時に個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合（例えば、AI の機械学習に利用される場合）、個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性があることが指摘されている点に留意が必要です。

特に、上記②の指摘を敷衍すると、少なくとも利用目的が「プロンプトに対する応答結果の出力」に限定されている限りは、個人データを含むプロンプトを入力する場合であっても、個人情報保護法上、個人データの第三者提供時の同意取得は不要であることが示唆されているように思われます。これまで、クラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合には、クラウドサービス提供事業者に対して個人データを提供したことはならないため、クラウドサービス利用者は、クラウドサービスの利用に際して本人の同意を得る必要はなく、かつ、「委託」（同法 27 条 5 項 1 号）にも該当しないためクラウドサービス提供事業者を監督する義務もないとされてきましたが（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A7-53）、クラウドサービスとして提供される生成 AI サービスについても同様の解釈が当てはまるのか、さらなる明確化が望まれます。

2. 民間・教育機関

企業において、Azure OpenAI Service など生成 AI の企業内での積極的な活用や、生成 AI を組み込んだサービスの活用事例が増えています。また、教育現場においても、ChatGPT をはじめとする生成 AI の活用の是非・方法論が活発に議論されています。

他方、生成 AI の利用においては、既存の法令との関係でも注意すべき点が少なくありません。例えば、生成 AI による成果物が、教師データとして利用された第三者の著作物に係る著作権を侵害することにならないかが問題になることがあります。著作権法の解釈上、生成 AI の成果物について、どのような場合に「依拠性」が認められ著作権侵害になるか、確立した基準はない状況です⁶。

⁶ 本ニュースレターでは個別の論点の解説には立ち入りませんが、例えば、日本ディープラーニング協会「[生成 AI の利用ガイドライン【簡易解説付】](#)」の解説部分が参考になります。

このような状況も踏まえ、民間団体や教育機関が、データ入力時や生成物利用時の留意点をガイドライン等によって示しています。

(1) 日本ディープラーニング協会「生成 AI の利用ガイドライン」(2023 年 5 月)

2023 年 5 月 1 日、一般社団法人日本ディープラーニング協会が「[生成 AI の利用ガイドライン \(第 1 版\)](#)」を公表しました。生成 AI を利用する民間企業や各種組織向けに、生成 AI (ChatGPT が例示されています。) を利用する際の留意点について、社内ガイドラインで最低限定しておくべき事項が説明されています。

同ガイドラインは、生成 AI の利用をめぐる法的論点について、上記のように議論が確立していない状況も踏まえ、現時点のベストプラクティスを示したものととして有益です。

(2) 教育現場における生成 AI の利用

教育現場における ChatGPT の利用については、教育効果の向上への期待が示されている一方で、学生の創造性への影響、個人情報や著作権保護といった観点からの懸念が指摘されており、各教育機関が利用時の留意点等についてコメントを出しています⁷。こうした状況を受け、文部科学省は、教育現場での生成 AI 活用について、夏前を目処にガイドラインを公表する考えを示しました⁸。

各国の状況

1. EU

EU では、現在検討中の AI 法案や、既存のデータ保護法によって、生成 AI がもたらす課題やリスクに対処しようとする動きが見られます。

まず、EU 全体では、現在審議中の包括的な AI 法 (Artificial Intelligence Act)⁹において、2023 年 5 月、生成 AI のプロバイダーに対する義務が新たに追加されました¹⁰。具体的には、基盤モデル (foundation models) のプロバイダーは、EU のデータベースへの登録義務を含む様々な義務が課され、さらに、ChatGPT を含む生成基盤モデル (generative foundation models) のプロバイダーは、生成コンテンツが人間ではなく AI システムによる生成物であるという事実に関する透明性を確保することが求められています。AI 法は未成立であるものの、仮に上記の内容で成立すれば、EU 向けに生成 AI を組み込んだ製品・サービスを提供する日本企業にとって、大きな影響があると思われます。

EU 加盟国では、同年 3 月、イタリアのデータ保護当局が、GDPR (一般データ保護規則) 違反 (データ処理の法的根拠の不明確性や子どもの年齢確認の未実施等) の疑いで、OpenAI 社に対して ChatGPT の一時的な停止を要請しました。その後、停止要請は解除されたものの、これを受けて欧州データ保護会議 (EDPB、EU の各国データ保護当局からなる会議体) に ChatGPT に関するタスクフォースが設置されるなど、GDPR との整合性につき EU 加盟国で足並みを揃えた検討が行われる状況にあります。

2. 米国

米国では、2023 年 4 月 11 日、商務省国家電気通信情報庁 (NTIA) が AI の監査、評価メカニズム開発を支援する政策ツールに関して、意見募集を開始しました¹¹。また、同年 4 月 25 日、連邦取引委員会 (FTC)、司法省 (DOJ)、消費者金融保護局 (CFPB)、雇用機会均等委員会 (EEOC) が、AI を含む自動システムがもたらす悪影響に取り組む旨の共同声明を発出しました¹²。同声明では、AI の利用によってもたらされる違法なバイアスや差別の

⁷ 東京大学「[AI ツールの授業における利用について \(ver. 1.0\)](#)」(2023 年 5 月)、東京外国語大学「[大学教育における AI について 東京外国語大学としての教員向けガイドライン](#)」(2023 年 3 月)

⁸ 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会(第 1 回)[資料 6](#)

⁹ 欧州議会のプレスリリースでは、欧州議会本会議での決議が同年 6 月中に行われる予定とされています。なお、当初の AI 法案の内容については、テクノロジー法ニュースレター No.6「[EU が AI に関する包括的な規則案を公表](#)」をご参照ください。

¹⁰ 欧州議会が公表した [Draft Compromise Amendments](#) (2023 年 5 月 16 日) の 28b 条及び関連する前文をご参照ください。

¹¹ <https://ntia.gov/press-release/2023/ntia-seeks-public-input-boost-ai-accountability>

¹² <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/04/ftc-chair-khan-officials-doj-cfpb-eeoc-release-joint-statement-ai>

問題に対し、消費者保護法や競争法等の既存の法令を厳格に適用する旨の方針が示されています。

ホワイトハウスでは、同年 5 月 11 日、大統領科学技術諮問委員会（PCAST）が生成 AI のワーキンググループを立ち上げ、生成 AI に関して意見募集を開始しました¹³。米国では既に「AI 権利章典の青写真」や NIST（国立標準技術研究所）の「AI リスク管理フレームワーク」といった非拘束的な枠組みが公表されていますが、今後、PCAST において、生成 AI に特化した議論が行われる見込みです。

米国議会でも、法規制に対する議論が活発に行われています。2023 年 4 月 28 日、上院議員が、AI 政策について連邦政府に提言を行う閣僚級のタスクフォースを設置する法案を提出しました¹⁴。また、同年 5 月 16 日、米上院議会の公聴会において、OpenAI 社の CEO が AI に対する規制の必要性を訴えたことも大きく報道されているところです。

3. 中国

4 月 11 日、中国国家インターネット情報弁公室（CAC）は、生成人工知能サービス管理弁法（パブコメ版）を公表しました¹⁵。同弁法は、2021 年 11 月までに施行された中国データ 3 法（中国サイバーセキュリティ法、中国データセキュリティ法、中国個人情報保護法）の下位法令として位置づけられています。生成 AI 製品を開発・利用し、中国国内の公衆向けにサービスを提供する場合を対象とし、サービスの提供前に当局に対して安全性評価の結果を提出すること、生成 AI の出力は共産主義の基本的な価値観に沿うものとすべきこと等を求めています。違反行為に対しては、データ 3 法に基づく罰則等が課せられます。

今後の見通し

日本においては、生成 AI についても、これまでの AI に関する法規制の議論と同様に、包括的な法規制を導入するのではなく、既存の法令の解釈の明確化やガイドラインなどのソフトローによって対応するアプローチが維持される可能性があります。

もっとも、海外においては、生成 AI を念頭に置いた法規制を導入・検討する動きがあり、これによって日本の検討状況にも影響が及ぶ可能性があります。例えば、EU の AI 法が上記の内容どおりに成立すれば、EU 向けに生成 AI を組み込んだ製品・サービスを提供する日本企業にも影響があり得るほか、個人データ保護における GDPR と同様に、他国も追随して同水準の規制を導入する可能性があり、日本も例外ではありません。したがって、海外における生成 AI の規制の動向次第では、日本国内でも法規制を含む対応についての検討が加速することが考えられます。その場合にどのような規制を課すべきか、事業者にとって一定の開示義務・報告義務を課した上で行政がそれをチェックする共同規制のような形も含めて、更なる検討が必要と思われます。

引き続き、国内外の規制動向を含め、生成 AI を巡る議論の動向に注意が必要です。

2023 年 6 月 9 日

¹³ <https://www.whitehouse.gov/pcast/briefing-room/2023/05/13/pcast-working-group-on-generative-ai-invites-public-input/>

¹⁴ <https://www.bennet.senate.gov/public/index.cfm/2023/4/bennet-introduces-legislation-to-stand-up-an-ai-task-force-to-ensure-responsible-use-of-the-technology-by-the-federal-government>

¹⁵ より詳しくは、テクノロジー法ニュースレターNo.35「[生成系 AI に関する規制（生成系人工知能サービス管理弁法（パブコメ版）の公表）](#)」をご参照ください。

[執筆者]

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

TMT（Technology, Media and Telecoms）分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンスなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018年～2019年 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」検討会作業部会構成員。2023年～自民党デジタル社会推進本部「AIの進化と実装に関するプロジェクトチーム」ワーキンググループメンバー。

**今野 由紀子**（弁護士）

yukiko_konno@noandt.com

主な取扱分野は、クロスボーダーを中心とする企業法務一般のほか、国内外の個人情報・データプロテクション、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティその他データにまつわる様々な法律問題に関する助言。2005年慶應義塾大学経済学部卒業、2008年中央大学法科大学院修了。2015年Columbia Law School卒業（LL.M, Harlan Fiske Stone Scholar）。2015年～2017年三菱商事株式会社勤務、2019年～2022年経済産業省勤務。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]

**藤原 総一郎**（弁護士・パートナー）

s_fujiwara@noandt.com

企業買収（M&A）取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。また、インターネット/IT 関連取引を得意としており、いわゆる Fintech やシェアリング・エコノミー等のテクノロジー関連のアドバイスの経験も豊富である。

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

TMT（Technology, Media and Telecoms）分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンスなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。